

【諮問（個人）第176号】

30川情個第3号  
平成30年4月13日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 三浦大介

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

平成29年9月7日付け29川総人第733号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

川崎市総務企画局情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は妥当である。

## 2 開示請求内容及び審査請求の経緯

審査請求人が、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し審査請求を行うに至った経緯は、次のとおりである。

### (1) 保有個人情報の開示請求

平成29年1月10日付けで審査請求人は、実施機関に対し、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、「平成〇年〇月〇日（金）に川崎市精神医療審査会第〇合議体で審査した内容すべて。又、何故入院が適当と認めたかの経緯と根拠の開示」の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### (2) 実施機関の処分

本件請求に対し実施機関は、対象となる保有個人情報を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5の規定に基づく審査結果の通知について（伺い）（〇川健精福第〇号）と特定し、その記載の一部については、条例第17条第1号、第3号及び第6号に規定する不開示情報に当たるとして、平成29年1月24日付けで保有個人情報開示請求一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。

### (3) 審査請求

審査請求人は実施機関に対し、本件処分は不当であり、本件処分により審査請求人は病気と判断した正当な根拠を川崎市も説明していない等と主張して、平成29年4月22日付けで本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。（当審査会諮問（個人）第176号事件）。

## 3 審査請求人の主張要旨

平成29年4月22日付け審査請求書、同年7月24日付けの反論書、同年10月11日付けの意見書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、不開示部分と一部不開示部分の開示を求める。

### (2) 審査請求の理由、主張の要旨

ア 医師は病気と判断した根拠と理由を本人に説明しなければならない。正当な根拠と正当な理由を説明しないのならでたらめが横行するので医師のしていることは暴力としかいいようがない。通院もしていないので、医師がしたことは監禁罪、傷害罪の可能性があり、法律違反で

ある。

- イ 現在まで病気と判断した正当な根拠と正当な理由を説明していないということなので、正当な根拠と正当な理由はないものと判断する。
- ウ 川崎市も病気と判断した正当な根拠を説明していないので、川崎市精神保健福祉センターは、審査請求人に対し暴力をふるったということになる。
- エ 川崎市の弁明書については、イエスキリストの神々の創造主から見た観点から、精神保健福祉センター及びその関係者が人間としての正しい道を踏み外していると判断するので警告する。
- オ 川崎市精神保健福祉センターは、正当な理由も根拠もなく人を監禁、拘束しており、憲法第34条に触れている。
- カ 川崎市精神保健福祉センターは、傷害行為、女性に対する暴力、暴行、虚偽（弁明書等に見られる。医師は病気と判断した根拠と理由を話していないのに、医師がそれを話したと考えられるという虚偽を記載している。また、病気と判断した根拠と理由もないのに、入院の継続の虚偽の意見を書いた等。）を行っている。
- キ 妄想、統合失調症と判断した根拠を2017年7月23日現在まで書いても述べてもおらず、弁明書にも書いていないので、川崎市精神保健福祉センターの主張を認めない。審査請求人およびキリスト及び宜保愛子に対してしたことは、神仏に対する不敬、偽証、暴力、暴行、殺人未遂、強制わいせつ、強要、傷害罪等にあたる。
- ク 川崎市精神福祉センターは、審査請求人及びその関係者に謝罪文を提出し、金銭等を戻すべきだ。
- ケ 厚生労働省は霊能力のない人間に精神科医の資格を与えている。厚生労働省や知事や川崎市長、川崎市精神保健福祉センターは、病気でない人間を病気に仕立てて、監禁、暴行、強制注射、殺人未遂、陰で食事に薬を盛るなどの行為に関わっている。厚生労働省、川崎市長、川崎市精神保健福祉センターは、イエスキリスト、宜保愛子、審査請求人を殺そうと企んだ。
- コ 審査請求人は、川崎市長と川崎市精神保健福祉センターの謝罪文がほしい。新聞にも謝罪文を載せるべきだ。
- サ 人間が首相や大臣や知事といった役職や、警察等や精神保健福祉センターの職員等につくのは、人間では過去の反省がないとか、問題対処能力等がなく、厳しくモラルを問われることもあり、難しいと思う。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成29年6月16日付け弁明書及び同年11月10日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件請求に係る業務について

ア 医療保護入院

医療保護入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。本件では平成25年法律第47号による平成26年4月1日から施行のものをいう。以下、「精神保健福祉法」という。）第33条第1項の規定に基づき、入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者を対象として、本人の同意がなくても、精神保健福祉法第18条第1項に規定する精神保健指定医（以下、「指定医」という。）の診察及び家族等の同意があれば入院させることができる制度である。

イ 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健福祉法第12条の規定により、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について、中立公正な審査を行う専門的かつ独立的な機関として、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該指定都市。）に設置が義務付けられている。

ウ 退院等の請求による審査

精神科病院に入院中の者又はその家族は、精神保健福祉法第38条の4の規定により、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができるとされている。

精神保健福祉法第38条の5第2項の規定により、精神医療審査会は、都道府県知事から退院等の請求に関する審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要性があるかどうか、又はその処遇が適当であるかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならないとされている。

(2) 本件対象保有個人情報について

ア 退院等の請求に関する意見聴取記録

審査請求人からの退院等請求に基づき、精神医療審査会が指名した委員2名が意見聴取を行い、調査内容及び意見をまとめたものである。

イ ○○○○様に関する意見調書及び別紙

審査請求人からの退院等請求に基づき、精神医療審査会が病院管理者に意見を求めたところ、審査請求人の主治医（当時）が作成したものである。

ウ 家族の意見調書

審査請求人からの退院等請求に基づき、精神医療審査会が家族に意

見を求めたところ、審査請求人の家族が作成したものである。

エ 本人の意見調書

審査請求人が精神医療審査会で審査するにあたり、請求の理由について意見があれば、その内容を記すものである。

(3) 本件処分に対する考え方（処分の根拠等）

ア 条例第17条第1号該当箇所について

条例第17条第1号該当箇所については、審査請求人に関する医師の診察に基づき専門的見地から記載された評価、診断等に関する情報であり、本人の不利益となるおそれもあることから、審査請求人に知らせないことが正当と認められるため、一部不開示としたものである。

イ 条例第17条第3号該当箇所について

条例第17条第3号該当箇所は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、本人等以外の特定の個人を識別することができるものであり、審査請求人に関する情報であると同時に、本人等以外の個人に関する情報にもあたり、これを開示することにより本人等以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、一部不開示若しくは不開示としたものである。

ウ 条例第17条第6号該当箇所について

条例第17条第6号該当箇所は、精神医療審査会委員の氏名が含まれている情報であり、開示することにより、医療保護入院等の患者の意思によらない入院という事案の特異な性質上、委員に対し、各書類の記載内容の真偽や詳細等を確かめるために直接説明を求める等、委員の通常業務や私生活等に影響を及ぼす事態につながる可能性があることは否定できず、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、審査請求人に知らせないことが正当と認められるため、不開示としたものである。

エ 条例第17条第1号及び第6号該当箇所について

条例第17条第1号及び第6号該当箇所は、上記ア又は上記ウにて述べたとおりの理由から、一部不開示若しくは不開示としたものである。

オ 条例第17条第3号及び第6号該当箇所について

条例第17条第3号及び第6号該当箇所は、上記イ又は上記ウにて述べたとおりの理由から、不開示としたものである。

カ 審査請求書において、審査請求人は、医師が病気と判断した正当な根拠と正当な理由を説明していないとして、開示を求めているが、本件処分において医師が作成した意見調書において、審査請求人の病状について記載内容を開示しており、医師は審査請求人に対して、統合

失調症と判断した根拠と理由を説明していると考えられる。また、処分庁は条例を判断基準として開示不開示を判断しているのであって、医師の説明に不備があることを証明するという理由で開示を認めることはできない。

キ 審査請求書において、審査請求人は、病気と判断した正当な根拠を川崎市も説明していないとして、開示を求めているが、本件処分において「退院等の請求に関する意見聴取記録①」及び「退院等の請求に関する意見聴取記録②」の「(病名)」項及び「(調査者の意見)」項において、統合失調症である、妄想があること、入院継続が必要との内容を開示している。本市は、病気と判断した正当な根拠を示して、入院継続が必要と判断しており、本件処分は妥当なものと言える。

ク 良好な治療関係の構築や病状回復のためには、担当医が診察に基づく医学的な評価、診断等を審査請求人の理解が得られるように十分に説明する必要がある。したがって、担当医が審査請求人に対して告知した事項以外を、本市が保有する保有個人情報により知らせることは、担当医と審査請求人との治療関係を阻害する、また病状を悪化させるおそれがあり、本人の不利益につながるため、条例第17条第1号を適用し、不開示とした。

ケ ○○の病状については、家族として当然知っている既知情報であると考えられるため、条例第17条第3号を適用していない。また、家族が記載ないし述べた事項が審査請求人の意に反するものである場合、審査請求人が家族に対しその真偽を確認することとなり、審査請求人と家族、主治医の関係が悪化し、不利益が生じることとなる。意見聴取記録については、審査請求人が知り得ない及び関係がない情報が含まれている可能性があり、担当医及び第三者の権利侵害となるおそれがあるため、条例第17条第3号を適用している。

コ 精神医療審査会委員の氏名が公開されれば委員の勤務先に行き、医療保護入院の妥当性を再三にわたり尋ね、業務を妨害するおそれがある。そのような事態となると精神医療審査会の委員のなり手がなくなり、精神医療審査会の運営に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号を適用している。

また、審査の中心となる箇所が公開されてしまうと、審査手法が明らかとなってしまいうえ、客観的な書類の作成が望めなくなるうえ、自由闊達な意見交換が期待できなくなるおそれがあり、精神障害者の人権を擁護するという精神医療審査会の業務そのものに影響を与えるおそれがあるため、条例第17条第6号を適用している。

## 5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書は、川崎市精神医療審査会が作成した「意見聴取記録」であるところ、この記録作成にあたる法的根拠は次の通りである。

精神保健福祉法第38条の4は、精神科病院に入院中の者等は同病院からの退院措置を都道府県知事に命ずることを求めることができるとし、同法第38条の5は、このような措置を命ずる上で都道府県知事が精神医療審査会に審査を求めなければならない(第1項)、同審査会は、退院等請求をした者および入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見を聞かなければならないとされている(第3項)。なお、精神保健福祉法には、精神医療審査会が聴取した意見についてその記録の作成義務等は特段規定されていない。

ところで、地方自治法第252条の19第1項第10号は、本市が「精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務」を処理することと規定するところ、精神保健福祉法第12条に基づき都道府県に対し設置が義務付けられる精神医療審査会は、本市の場合、川崎市精神医療審査会である。そして、川崎市精神医療審査会は、その運営に際して「川崎市精神医療審査会運営要綱」(以下、「要綱」という。)を策定し、要綱第11条第1項によると、審査を行うにあたり、当該患者(第1号)以外にも「当該患者の主治医等」(第4号)や「当該患者の入院に同意した家族等」(第5号)にも意見を求めることができるとされ、また、要綱第12条によれば、「退院等の請求審査に係る合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。」とされている。

(2) 以上の諸規定に照らせば、本件対象公文書である「意見聴取記録」は、当該合議体において不開示を前提として精神医療審査会委員によって述べられた意見が記載されていることのほか、本審査会が確認したところによれば、患者である審査請求人に対する評価、審査等に関する内容として、主治医や入院に同意した家族の意見などが含まれていることが認められる。

そこで、このような本件対象公文書につき、実施機関が、条例第17条第1号、同条第3号および同条第6号の規定に該当する旨を理由として審査請求人による開示請求を拒否していることから、以下では、それら条例の諸規定に係る該当性につき検討する。

(3) 第1に、条例第17条第1号は「開示請求に係る本人……の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの」と規定するところ、本件対象公文書の場合、「開示請求者に知らせないことが正当と認められる」か否かが問題となる。

この点は、上記審査会の判断（１）においても触れたように、本件対象公文書が原則不開示とされているところ、当該文書中に審査請求人に係る主治医の診察に基づく評価、診断に関する情報が含まれ、加えて、審査請求人に対し告知した以外の事項も記載されることがあるため、審査請求人にそれが知られることで、審査請求人と担当医師との病状回復を目指した治療に必要とされる医学的な評価、診断等を阻害し、病状を悪化させるおそれがあると思われる。したがって、本件対象公文書のうち、実施機関が条例第１７条第１号の該当性があると主張する部分については、これを不開示とする正当事由があるものと考えられる。

第２に、条例第１７条第３号は「本人等以外の個人に関する情報」を開示しない旨規定しているところ、本件対象公文書については「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人等以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当するか否かが問題となる。

本件対象公文書のうち、実施機関が条例第１７条第３号の該当性があると主張する部分については、家族が記載ないし述べた事項が審査請求人の意に反するものである場合、審査請求人が家族に対しその真偽を確認することとなり、病状回復を目指す治療に必要とされる医学的な評価、診断等に不可欠となる当事者間で形成されてきた一定の信頼関係が崩れ、ひいては審査請求人と家族、主治医の関係が悪化し、審査請求人以外の関係当事者間においてもそれらの者に係る不利益が生じるおそれがあると思われ、これを不開示とする正当事由があるものと考えられる。

第３に、条例第１７条第６号は「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報……であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を開示しない旨規定しているため、本件対象公文書が同号に該当するか否かが問題となる。

本件対象公文書のうち、実施機関が条例第１７条第６号の該当性があると主張する部分については、医療保護入院という患者の意思によらない入院であるため、仮に当該文書が開示されれば、その記載内容の真偽や詳細を確認すべく直接説明を求める等、委員の日常業務や私生活等に影響を及ぼすことに伴い、委員のなり手がなくなる事態にもなりかねず、精神保健福祉法に基づく法定手続である本件のような審査をそもそも実施できないことが十分に想定される。さらに、仮に審査が行われるとしても、このような想定事態によって、合議体組織である精神医療審



査会において、要綱第2条にも規定された「精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する観点から、その運営に当たっては、公正かつ迅速な対応を基本として審査を行うものとする。」との基本理念に沿って行われるべき委員同士の審査がなされるうえで、その前提となる事実に関する実施機関の確認作業その他の日常業務にも大きな支障を生ずるおそれがあるものと考えられる。

なお、以上のほかにも、実施機関は本件対象公文書のうち、その一部がそれぞれ条例第17条第1号および同条第6号ならびに同条第3号および第6号に該当する旨主張するが、これらについても、当該各文書中には、上記でそれぞれ取り上げた不開示に係る正当事由があるので、結論に変わりない。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 飯 島 奈津子

委員 友 岡 史 仁

委員 中 島 美砂子

委員 三 浦 大 介